



(別紙)

諮問番号 平成28年度(処分)諮問第1号

答申番号 平成28年度(処分)答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人が平成28年6月22日に行った、平成28年4月20日付け保育所利用申請(転所申込)に係る処分(以下「本件処分」とする。)に関する審査請求(以下「本件審査請求」という。)を棄却すべきとの審査庁の意見は妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、転所希望施設に入園させるとの決定を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 本件処分は、転所希望施設の3歳児クラスの定員に空きがないことを理由としているが、各保育所の利用定員を定めている吹田市立保育所運営に関する規程第8条第1項の表の年齢区分は、「満3歳児以上の幼児」となっており、3歳児クラスの受入れ枠に空きがなくとも、4歳児・5歳児の受入れ枠が空いておれば、定員に空きがないことにはならない。

平成28年5月1日時点で転所希望施設の4歳児・5歳児の受入れ枠には空きがあり、本件処分には理由がない。

イ 本件処分は、申込児童の保育を受ける権利を侵害するものであり、児童福祉法第24条第1項の規定に違反する。

ウ 本件処分は、審査請求人らの希望保育園を利用する権利を侵害するものであり、憲法第13条の規定に違反する。

エ 本件処分は、申込児童と利用を認められている(保育を受けている)児童との間の不平等を生じさせるものであり、憲法第14条第1項の規定に違反する。

オ 現状では審査請求人の送迎負担が大きく、就業自体を諦めることを検討せざるを得なくなり、その結果離職すれば困窮するので、憲法第25条第1項の規定に違反する。

カ 児童福祉法第24条第7項において、市町村は、児童がその置かれている環

境等に応じて必要な保育を受けることができるよう、地域の実情に応じた体制の整備を行うものとされているところ、処分庁は、希望保育園を利用することができず、自宅から遠い保育園に通う必要のある者に対して送迎保育を実施しておらず、同項の規定に違反する。

すいたファミリー・サポート・センターが行っている送迎活動は一時的な利用を想定していると思われ、継続的な利用者に対する援助が行われていない以上、送迎保育の代替となるものではなく、同項における体制の整備を満たしておらず、不当である。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

(2) 弁明の理由

ア 吹田市では、各歳児に応じた保育を歳児別の保育室で実施しており、園児の安全や保育の質を確保するため、4歳児の受入れ枠で3歳児を受け入れるというような運用は行っていない。

イ 転園申込書に対して児童福祉法第24条第3項の規定による保育所の利用調整を行おうとしたが、審査請求人の転所希望施設については平成28年5月1日時点で3歳児クラスの受入れ枠がなかったため、調整の余地なく本件処分を行ったものである。

同項の規定による利用の要請については、正当な理由がなければこれを拒んではならないが、定員に空きがないことは正当な理由に該当するため、本件処分に違法性又は不当性があつたとはいえない。

ウ 憲法第13条は、審査請求人らの希望保育園を利用する権利を保障するものではなく、利用を申し込む権利を保障するものであるから、本件処分が同条の規定に違反するとはいえない。

エ 本件処分を行うに当たり、審査請求人の人種、信条等によって転所希望施設を制限したり、恣意的に利用調整上の加点減点を設けた訳ではないため、本件処分が憲法第14条第1項の規定に違反するとはいえない。

オ 本件処分の結果、審査請求人が離職したとしても、審査請求人の配偶者が仕事を失う訳ではないので、本件処分が審査請求人の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を侵害するものではない。

カ 児童福祉法第24条第7項の規定は、送迎バスの設置等の施策を義務付けるものではなく、また、吹田市では、すいたファミリー・サポート・センター事業を実施しており、保護者に代わって同センターの援助会員が送迎活動を行っ

ているため、送迎保育を実施する必要性はない。

第3 審理員意見書の要旨

審理員意見書では本件審査請求は理由がないとして棄却されるべきものとされているが、その理由は次のとおりである。

1 保育所の利用定員の設定及び運用について

吹田市では、年齢別に利用定員を定めた上で、各歳児に応じた保育を実施しているが、内閣府令等に基づいて実施されているものであり、違法又は不当な点は認められない。

2 満3歳児クラスの定員に空きがないことについて

審査請求人の転所希望施設において、平成28年5月1日時点で満3歳児クラスの定員に空きがなかったことは争いがながい、審査請求人は、同日時点で満4歳児及び満5歳児の受入れ枠には空きがあったことから、満3歳児以上の定員に空きがないことにはならない旨主張している。しかしながら、上記1のとおり、そもそも各歳児に応じた保育を実施すること自体が適法である上に、満3歳児を満4歳児や満5歳児の受入れ枠では受け入れないという運用をすることは、園児の安全や保育の質の確保という観点からは是認できるものである。処分庁が満3歳児クラスの定員に空きがないとしたことに誤りはないというほかない。

3 定員に空きがないことが正当な理由に該当するかどうかについて

本件処分は、審査請求人からの転園申込みに対し、希望施設の定員には空きがないことを理由として、当該施設は利用できない旨の通知を行ったものである。内閣府が公表している子ども・子育て支援新制度に係る資料（事件記録番号4の別紙1）によると、施設の利用の申込みがあったときは、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務があり、入園希望者が定員を上回る場合は「正当な理由」に該当する旨が記載されている。

審査請求人が転園を希望していた〇〇〇保育園及び〇〇〇保育園では満3歳児クラスの定員に空きがなかったことは上記2のとおりであり、これを理由とした本件処分に違法性又は不当性はない。

4 児童福祉法第24条第1項の規定に違反するかどうかについて

児童福祉法第24条第1項は、保育を必要とする児童について、市町村が保育所において保育しなければならないことを定めているが、当該児童及びその保護者の希望する保育所における保育義務まで言及しておらず、また、処分庁は、本件処分

後も審査請求人が新規申込書で第5希望としていた〇〇保育園での保育を継続しているため、本件処分が同項の規定に違反するとはいえない。

5 憲法第13条の規定に違反するかどうかについて

審査請求人は、本件処分は審査請求人らの希望保育園を利用する権利を侵害するものであり、憲法第13条の規定に違反すると主張しているが、上記4のとおり、児童福祉法第24条第1項の規定も希望保育所における保育義務まで定めている訳ではなく、当該権利が憲法上保障されるに至っていると認めるべき根拠もないので、本件処分が憲法第13条の規定に違反するとはいえない。

6 憲法第14条第1項の規定に違反するかどうかについて

審査請求人は、本件処分は申込児童と利用を認められている（保育を受けている）児童との間の不平等を生じさせるものであり、憲法第14条第1項の規定に違反すると主張しているが、上記1から4までにおいて述べたとおり、本件処分に至る過程において処分庁が法令等に違反している点はない。

また、審査請求人は、先に入園が認められている児童については、たとえ保護者が育児休業中であって保育の必要性が低くても在園が認められており、不平等である旨を主張しているが、本件審査請求において本件処分以外の処分の適否を検討することはできない。

したがって、本件処分によって審査請求人が希望保育所の利用を認められなかった一方で、希望保育所の利用を認められている人が存在するとしても、それぞれが適正な手続に基づく結果である限り、憲法第14条第1項の規定に違反しないといわざるを得ない。

7 憲法第25条第1項の規定に違反するかどうかについて

審査請求人は、本件処分の結果、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を侵害される蓋然性について主張しているが、当該権利を侵害していると認めるべき具体的な事象が現に生じている訳ではないので、本件処分が憲法第25条第1項の規定に違反するとはいえない。

8 児童福祉法第24条第7項の規定に違反するかどうかについて

審査請求人は、吹田市は送迎保育を実施しておらず、児童福祉法第24条第7項における体制の整備を満たしていないとして、同項の規定に違反するとしているが、本件処分は、審査請求人からの転園申込みに対し、送迎保育の実施の有無にかかわらず、転所希望施設の定員に空きがないことを理由として行われたものであり、本件処分が同項の規定に直接関係するものではない。

吹田市において送迎保育を実施すべきかどうかについては、本件審査請求とは別に議論されるべき事項である。

第4 調査審議の経過

平成28年10月26日 審査庁からの諮問受理
平成28年11月17日 第1回審議
平成28年12月22日 第2回審議、処分庁及び審査庁からの事情聴取
平成29年1月26日 第3回審議

第5 審査会の判断理由

- 1 審査請求人は、吹田市内の各保育所の利用定員を定めている吹田市立保育所運営に関する規程第8条第1項の表によると、「満3歳児以上の幼児」につき、〇〇〇保育園は84人、〇〇〇保育園は81人と利用定員が定められているところ、平成28年度各月初日在籍児童数の表を見ると、平成28年5月1日の時点で、〇〇〇保育園、〇〇〇保育園ともに、4歳児、5歳児の利用枠が空いているのであるから、3歳児クラスの受入れ枠に空きがなくとも、満3歳以上の児童の受入れ枠（本件でいえば4歳児及び5歳児の枠）が空いているのであれば、審査請求人の子である申込児童の利用を不可とすべきではなく、通常枠の利用定員を3歳児に振り替えるべきであると主張している。

確かに、吹田市立保育所運営に関する規程第8条第1項の表では、「満3歳以上の幼児（3歳児、4歳児及び5歳児）」として、3歳児、4歳児及び5歳児の利用定員をまとめて定めてあるが、この規程は、当該利用定員の範囲内であれば、さらに進んで、3歳児、4歳児及び5歳児の各年齢毎の利用定員を定めることを否定するものではない。「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年12月29日厚生省令第63号）第33条第2項において、保育士の数の定めを、3歳児と4歳以上の幼児とを各別に分けて規定していることなどにも鑑みれば、各年齢毎に利用定員を個別に定める要請はあると考えられ（内閣府が公表している自治体向けFAQにおいても、地域の実情等に応じ、市町村の判断により、更に細かい区分を設定することも可能とされている。）、3歳児、4歳児及び5歳児の各年齢毎の利用定員を定めることは行政庁の裁量に属する事項であるといえる。

この点、上記昭和23年12月29日厚生省令第63号によると、保育室または遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98平方メートル以上とされているところ、処分庁によると、この基準に基づくと、〇〇〇保育園、〇〇〇保育園ともに3歳児保育室は各々32名の受入れが可能となるとのことであるが、上記基準はあくまでも最低基準を定めるものであるし、〇〇〇保育園及び〇〇〇保育園では、発達支援保育制度の児童や配慮を要する児童（発達支援保育制度ではなく通常枠で

入所しているが、保育するうえで一定の配慮が必要な児童)なども在園していることを踏まえると、一定の余裕が必要となり、この点も踏まえ、吹田市においては、〇〇〇保育園及び〇〇〇保育園ともに、満3歳児の通常枠の利用定員を各々26人と定めているとのことであり(緊急枠及び発達支援枠を含めると各々28人)、保育の質や児童の安全性の確保という観点を踏まえ、満3歳児の通常枠の利用定員を上記のとおり定めることには合理性が認められることから、この定めをなすことは、行政庁の裁量を逸脱しまたは濫用するものであるとはいえず、違法また不当とはいえない。

かくして、処分庁は、審査請求人から転園希望が出されている〇〇〇保育園と〇〇〇保育園には、満3歳児の利用定員に空きがないことを理由に、平成28年4月20日付にて、審査請求人に対し、希望する保育園を申込児童が利用できない旨の通知を行っているわけであるが、利用定員の空きがないことを理由とするやむを得ない事情に基づくものというほかなく、本件処分についても合理性が認められることから、本件処分は違法または不当とはいえない。

2 審査請求人は憲法違反及び児童福祉法違反の主張も行っているため、以下、念のため付言しておく。

(1) 審査請求人は、本件処分は審査請求人の子である申込児童の保育を受ける権利を侵害するものであり、児童福祉法第24条第1項に違反するし、希望する保育園を利用できている児童との不平等が生じており、憲法第14条第1項にも違反している旨主張しているが、まず、前者については、申込児童は平成28年4月1日より〇〇保育園にて保育を受けているのであるから、本件処分が申込児童の保育を受ける権利を侵害しているとはとはいえない。また、後者についても、憲法第14条第1項は、合理的理由のない差別を禁止するものであり、各人に存する種々の事実関係上の差異を理由に取扱いを区別することは合理性を有する限り、同規定に違反するものではない。吹田市においては、吹田市保育所等利用調整基準が定められ、処分庁は、この基準に基づいて利用調整を行っているのであって、このような利用調整を行うことには十分の合理性が認められる。それ故、結果的に、希望通りの保育園を利用できる児童が存在する一方、審査請求人の子である申込児童が希望する保育園を利用できなかったとしても、それはこの利用調整に伴う不可避的な結果であり、憲法第14条第1項に反するととはいえない。

(2) また、審査請求人は、本件処分によって審査請求人が希望する保育園を利用する権利を侵害されているし、現状では就労時の送迎負担が大きく、就業自体を諦めなければならなくなると困窮することから、本件処分は憲法第13条及び第25条第1項に違反している旨主張している。

しかしながら、憲法第13条は、保育園の利用について申請をする権利を保障していると考えても、審査請求人が希望する特定の保育園を利用する権利をも保障しているとはいえない。また、審査請求人は第5希望の保育園への入所を認められており、本件処分によって引き続き送迎に一定の余分の時間を費やすことになっているが、そうであるからといって、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を侵害しているとはいえない。

- (3) さらに、審査請求人は、希望する保育園を利用できず、自宅から遠い保育園へ通う必要があるなら送迎保育を実施すべきであるが、本市においてはこれが行われておらず、そのことが「児童が、その置かれている環境等に応じて、必要な保育を受けることができるよう」、「地域の実情に応じた体制の整備を行うものとする」旨を定める児童福祉法第24条第7項に違反していると主張している。

しかしながら、送迎保育は、わが国では一般的に行われているものではないから、それが行われていないからといって、上記の「地域の実情に応じた体制の整備」を怠っていたとはいえない。また、この規定は、努力義務規定であり、市町村に法的義務を課したものではない。吹田市において送迎保育を実施すべきか否かについては、本件審査請求とは別に、制度作りの次元において議論がなされるべき事項である。

- 3 以上の次第であり、審査請求人による本件審査請求には理由がなく、本件処分に違法または不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却すべきとの審査庁の意見は妥当である。

吹田市行政不服審査会
会長 芝池 義一
委員 福岡 宏海
委員 榊原 和穂